

名古屋柳城女子大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 名古屋柳城女子大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、キリスト教精神および本学の建学の精神「人びとと共に生き、人びとに仕える」に基づき、広く女性に知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、豊かな教養と人間性を備えた保育者を育成すると共に、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 自己点検評価等

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準を維持向上し、前条の目的を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受ける。

3 自己点検及び評価に関して必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施する。

第3章 組織

(学部の組織)

第4条 本学に、こども学部を置く。

(学生定員)

第5条 こども学部置く学科及び収容定員等は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
こども学部	こども学科	70	280

第4章 職員組織

(職員)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長、学部長、事務局長及びその他必要な役職を置く。

第5章 運営組織

(教授会)

第7条 本学の学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長及び専任の教員をもって組織する。

3 教授会に関する事項は、別に定める。

(執行部会議)

第8条 本学に執行部会議を置く。

2 執行部会議は、学長、副学長、学部長、及び学長が指名する教職員をもって構成する。

3 執行部会議に関する事項は、別に定める。

第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第10条 在籍期間は、休学の期間を除き8年を越えることができない。

(学年)

第11条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分け、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学院創立記念日 11月1日

2 夏季、冬季及び春季休業に関しては、別に定める。

3 前各項の規定にかかわらず、学長はこれを変更し、または臨時に休業日を定め、あるいは休業日に授業を行うことができる。

(1年間の授業期間)

第14条 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週とする。

第7章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志願する者は、本学所定の願書その他必要な書類に別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法等については別に定める。

(入学者選抜)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第19条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに誓約書を提出し、入学金および授業料等学費を納入しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に対し、学長は教授会の意見を聴き、入学を許可する。

(編入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、定員に欠員があるときに限り、その資格を審査し、選考の上、学長は教授会の意見を聴き、3年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在籍し、62単位以上を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した
- (5) その他本学において、上記と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学に関する必要事項は、別に定める。

(転入学)

第21条 他の大学から本学に転入学を志願する者があるときは、定員に欠員がある場合に限り、選考の上、学長は教授会の意見を聴き、学年の始めに限って相当年次に転入学を許可することができる。

第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第22条 開設する授業科目及びその単位数は、別表第1に定めるところによる。

(単位)

第23条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。ただし、この場合、本学において修得したものとみなす単位は、30単位を上限とする。

3 前2項の実施に関する必要事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関する必要事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の実施に関する必要事項については、別に定める。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、試験等により合格と評価された者には、所定の単位を与える。

2 試験に関する必要事項は、別に定める。

(成績の評価)

第28条 授業科目の成績の評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)の5段階とし、C以上を合格とする。

第9章 休学、復学、退学、除籍及び留学

(休学)

第29条 (休学) 病気その他の理由によって、引き続き2月以上修学することができないと予想される者は、学長に休学願を提出し、許可を得なければならない。

2 疾病のため休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第30条 休学期間は、前期及び後期、若しくは1年とする。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入する。ただし、修業年限には算入しない。

復学)

第31条 病気その他の理由によって、休学中の者が復学しようとするときは、復学願を学長に提出のうえ、許可を得なければならない。

(転学)

第32条 転学を希望する者は、その理由を記して、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

(退学)

第33条 退学を希望する者は、その理由(病気の場合は医師の診断書を添付)を記して、保証人連署のうえ退学願を学長に提出し、許可を得なければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長は除籍をすることができる。

- (1) 授業料その他の納付金を完納しない者
- (2) 第10条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第31条2項に定める休学の期間を超えて、なお、修学の見込みのない者

第10章 卒業及び学位

(卒業の要件及び認定)

第35条 本学に4年以上在学し、別に定めるところにより124単位以上を修得した者については、学長は教授会の意見を聴き、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

23年次に編入学した学生に第1項の規定を適用する場合は、「4年」とあるのは「2年」と読み替え、64単位以下を1年次及び2年次において修得したものとみなすことができる。

(学位)

第36条 卒業した者は、次のとおり学士の学位を授与する。

こども学部 こども学科 学士(こども学)

第11章 教員免許状等

(免許状)

第37条 本学において、教育職員免許状を得ようとする者は、第35条の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

第 38 条 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭一種免許状

(保育士資格)

第 39 条 本学において、保育士の資格を得ようとする者は、第 35 条の規定のほか、別に定める所定の単位を修得しなければならない。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長は表彰することができる。

(懲戒)

第 41 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、学長は教授会の意見を聴き、懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は退学・停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当の理由なくて出席常でない者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 13 章 科目等履修生・特別聴講学生

(科目等履修生)

第 42 条 本学において特定の授業科目について履修しようとする者があるときは、選考の上、学長は教授会の意見を聴き、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生がその科目の履修を修了したときは認定の上単位を与える。

3 科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 43 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、学長は教授会の意見を聴き、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する必要事項は、別に定める。

第 14 章 学費等について

(学費等)

第 44 条 本学の学費の額は別表第 2 のとおりとする。

2 学費等の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

第 15 章 附属施設

(図書館)

第 45 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

(教育研究施設)

第 46 条 本学に、教育研究施設を置くことができる。

2 各教育研究施設に関する必要な事項は、別に定める。

(厚生保健施設)

第 47 条 本学に厚生保健施設を設ける。

2 厚生保健施設に関する必要な事項は、別に定める。

第 16 章 公開講座

(公開講座)

第 48 条 本学の研究の成果を広く地域社会に公開し、受講者への学習機会の提供と資質の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第 17 章 雑 則

(その他)

第 49 条 この学則の改正は、教授会の意見を聴き、理事会が決定する。

附 則 この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

こども学部こども学科 教育課程表

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
教養教育課程	科 基 目 幹	キリスト教概論	1年	2		
		キリスト教人間学	1年	2		
		倫理と人間	1年	2		
		多文化共生	2年	2		
	教 養 科 目	心理と人間	2年		2	18単位以上 選択必修
		福祉と人間	1年		2	
		生命と人間	1年		2	
		数学と生活	3年		2	
		異文化理解	2年		2	
		子どもと哲学	4年		2	
		子どもと文化	4年		2	
		美術と文化	3年		2	
		音楽と文化	4年		2	
		言葉と文化	4年		2	
		日本国憲法Ⅰ	2年		2	
		日本国憲法Ⅱ	3年		2	
	スポーツと健康	1年		1		
	スポーツとレクリエーション実技Ⅰ	1年		1		
	スポーツとレクリエーション実技Ⅱ	2年		1		
	外 国 語 科 目	英語基礎Ⅰ	1年		1	4単位以上 選択必修
英語基礎Ⅱ		1年		1		
英語実践Ⅰ		3年		1		
英語実践Ⅱ		3年		1		
ポルトガル語基礎Ⅰ		3年		1		
ポルトガル語基礎Ⅱ		3年		1		
韓国語基礎Ⅰ		3年		1		
韓国語基礎Ⅱ		3年		1		
中国語基礎Ⅰ		3年		1		
中国語基礎Ⅱ		3年		1		
究 Ⅰ 支 Ⅱ 援 Ⅲ 科 Ⅳ 目 Ⅴ 研	情報基礎Ⅰ	1年		2		
	情報基礎Ⅱ	1年		2		
	調査・統計法Ⅰ	1年	2			
	調査・統計法Ⅱ	2年		2		
	論文作成とプレゼンテーション 論文作成法	3年	2			2
専 門 基 幹 科 目	現代子ども学	1年	2			
	社会と子どもの教育	3年	2			
	教育原理	2年	2			
	保育原理	1年	2			
	発達心理学	1年	2			
	教育心理学	1年	2			
	専 門 発 展 科 目	保育者論	1年	2		
		社会福祉	1年			2
		子ども家庭福祉Ⅰ	1年			2
		子ども家庭福祉Ⅱ	3年			2
		乳児保育Ⅰ	2年	2		
		乳児保育Ⅱ	2年	1		
		特別支援教育Ⅰ	3年	2		
		特別支援教育Ⅱ	3年	2		
		幼児理解と教育相談	2年			2
		子ども家庭支援論	2年			2
		子ども家庭支援の心理学	2年			2
		子育て支援	3年			1
		社会的養護Ⅰ	2年			2
		社会的養護Ⅱ	3年			1
子どもの保健	2年		2			
子どもの健康と安全	2年		1			
子どもの食と栄養	3年		2			
教育課程論	2年	2				
教育方法・技術	3年		2			

専門教育課程		幼児と健康	1年		1	3単位以上 選択必修
		幼児と人間関係	2年		1	
		幼児と言葉	2年		1	
		幼児と環境	1年		1	
		幼児と表現	2年		1	
		保育内容指導演法 総論	1年		1	
		保育内容指導演法 健康	3年		1	3単位以上 選択必修
		保育内容指導演法 人間関係	3年		1	
		保育内容指導演法 言葉	2年		1	
		保育内容指導演法 環境	1年		1	
		保育内容指導演法 表現	2年		1	
		多文化共生教育	3年	2		
		多文化保育	3年	2		
	キリスト教保育	3年		2		
専門技能科目		子どもの音楽基礎	1年		2	
		子どもの造形基礎	2年		1	
		子どもの音楽表現Ⅰ	2年		2	
		子どもの音楽表現Ⅱ	3年		2	
		子どもの造形表現	2年		1	
		子どもの身体表現	3年		1	
		保育技術演習	1年		2	
		障がい児者援助技術	3年		2	
専門実習科目		保育実習Ⅰ（保育所）	2年		2	
		保育実習指導Ⅰ（保育所）	2年		1	
		保育実習Ⅰ（施設）	3年		2	
		保育実習指導Ⅰ（施設）	3年		1	
		保育実習Ⅱ	3年		2	
		保育実習指導Ⅱ	3年		1	
		教育実習Ⅰ	2年	2		
		教育実習指導Ⅰ	2年	1		
		教育実習Ⅱ	4年		2	
		教育実習指導Ⅱ	4年		1	
専門演習・研究科目		子ども学フィールドワークⅠ	1年	4		
		子ども学フィールドワークⅡ	2年	4		
		子ども学フィールドワークⅢ	3年	4		
		子ども学研究ゼミナール	4年	4		
		卒業研究	4年	4		
		保育・教職実践演習（幼）	4年	2		
計		教養教育課程	—	12	45	
		専門教育課程	—	52	61	
		合計	—	64	106	
卒業要件及び履修方法	<p>教養教育課程から、必修12単位、選択必修22単位（教養科目18単位、外国語科目4単位）を含めて、38単位以上取得すること。</p> <p>専門教育課程から、必修52単位（専門基幹科目12単位、専門発展科目15単位、専門実習科目3単位、専門演習・研究科目22単位）、選択必修6単位（「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と言葉」「幼児と環境」「幼児と表現」より3単位以上、「保育内容指導演法 総論」「保育内容指導演法 健康」「保育内容指導演法 人間関係」「保育内容指導演法 言葉」「保育内容指導演法 環境」「保育内容指導演法 表現」より3単位以上）を含めて、86単位以上取得すること。</p> <p>卒業に必要な最低単位数は124単位</p> <p>年間履修科目の登録の上限単位数48単位（前期24単位 後期24単位）</p>					

別表第2

学費科目		金額(円)	
入学金		240,000	
授業料		700,000	
教育充実費等	教育充実費	385,000	430,000
	実験・実習費	45,000	

1. 入学金は入学時にのみ納入する。
2. 授業料及び教育充実費は毎年納入する。
3. 納入方法は別に定める。

名古屋柳城女子大学 教授会規程

第1条 この規則は、名古屋柳城女子大学学則（令和2年4月1日制定）第7条第3項の規定に基づき、名古屋柳城女子大学教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 教授会は、学長、副学長、学部長及び専任の教員をもって構成する。

（審議事項）

第3条 教授会は、学長が次の事項について決定を行うにあたり、審議し、意見を述べるものとする。

- （1）学生の入学（転入学を含む。）、卒業及び課程の修了に関すること。
- （2）学位の授与に関すること。
- （3）学生の懲戒に関すること。
- （4）その他、本学の教育及び研究に関し、学長が定める重要な事項に関すること。

2 前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ、教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

（教授会の招集及び議長）

第4条 教授会は、学長が招集し、議長は学長とする。

（議事）

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 教授会の議事において、意見を述べるに当たり議決を要する場合は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 教授会の構成員は、自己の利害に関する事項については、その議事の議決に加わることができない。ただし、教授会に出席し、発言することを妨げない。

2 前項の規定に該当する構成員は、その議決の際、出席した構成員には含めないものとする。

（庶務）

第7条 教授会の庶務は、総務課において処理する。

（規則の改廃）

第8条 この規程の改廃は、教授会及び執行部会議の意見を聴き、理事会の承認を得て、学長が行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。